

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="181 272 1059 300"><b>源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）</b></p> <p data-bbox="129 352 1122 453">標題のことに付いて、国税通則法（以下「通則法」という。）第67条の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p data-bbox="170 464 237 491">（趣旨）</p> <p data-bbox="129 502 1122 568">源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p data-bbox="611 579 640 606">記</p> <p data-bbox="129 617 448 644">第1 不納付加算税の取扱い</p> <p data-bbox="129 655 1122 721">（源泉所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合）</p> <p data-bbox="159 732 1122 833">1 通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。</p> <p data-bbox="170 844 338 871">（1）（省略）</p> <p data-bbox="170 882 1122 1023">（2） 給与所得者の扶養控除等申告書、<u>給与所得者の配偶者控除等申告書</u>又は給与所得者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、これらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由があると認められないとき。</p> <p data-bbox="170 1034 434 1061">（3）・（4）（省略）</p> <p data-bbox="159 1072 338 1099">2・3（省略）</p> <p data-bbox="129 1110 421 1137">第2 不納付加算税の計算</p> <p data-bbox="143 1149 696 1176">（不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法）</p> <p data-bbox="159 1187 1122 1300">4 不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類（給与所得、退職所得、報酬・料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の<u>給付補填金等</u>、上場株式等の譲渡所得等、<u>償還差益等及び割引債の償還金等</u>の区分による。）ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。</p> <p data-bbox="170 1311 1122 1425">（注） 通則法第 119条第4項《国税の確定金額の端数計算等》の規定により加算税の金額が5千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場合、加算税の金額が5千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとに判定することに留意する。</p> <p data-bbox="159 1436 286 1463">5（省略）</p>	<p data-bbox="1173 272 2051 300"><b>源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）</b></p> <p data-bbox="1122 352 2114 453">標題のことに付いて、国税通則法（以下「通則法」という。）第67条の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p data-bbox="1162 464 1229 491">（趣旨）</p> <p data-bbox="1122 502 2114 568">源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p data-bbox="1603 579 1632 606">記</p> <p data-bbox="1122 617 1440 644">第1 不納付加算税の取扱い</p> <p data-bbox="1122 655 2114 721">（源泉所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合）</p> <p data-bbox="1151 732 2114 833">1 通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。</p> <p data-bbox="1162 844 1330 871">（1）（同左）</p> <p data-bbox="1162 882 2114 1023">（2） 給与所得者の扶養控除等申告書、<u>給与所得者の配偶者特別控除申告書</u>又は給与所得者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、これらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由があると認められないとき。</p> <p data-bbox="1162 1034 1426 1061">（3）・（4）（同左）</p> <p data-bbox="1151 1072 1330 1099">2・3（同左）</p> <p data-bbox="1122 1110 1413 1137">第2 不納付加算税の計算</p> <p data-bbox="1135 1149 1688 1176">（不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法）</p> <p data-bbox="1151 1187 2114 1300">4 不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類（給与所得、退職所得、報酬・料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の<u>給付補てん金等</u>、上場株式等の譲渡所得等<u>及び償還差益等の区分による。</u>）ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。</p> <p data-bbox="1162 1311 2114 1425">（注） 通則法第 119条第4項《国税の確定金額の端数計算等》の規定により加算税の金額が5千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場合、加算税の金額が5千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとに判定することに留意する。</p> <p data-bbox="1151 1436 1279 1463">5（同左）</p>